

競技会開催基準要項

1. 主 旨

本連盟競技会は府下中学校生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、技術の向上とスポーツマンシップの高揚をはかり心身ともに健全な中学生を育成するとともに、中学校生徒の相互の親睦をはかるものである。

2. 主催・後援

- (1) 主催は大阪中学校体育連盟規約第32条に基づく。
- (2) 後援については理事会の承認を必要とする。

3. 競技会の開催

- (1) 年間競技大会の開催
 - ① 地区大会（春の大会）
 - ② 近畿中学校総合体育大会大阪予選（夏の大会）
または、大阪選手権（オープン）
 - ③ 大阪中学校総合体育大会（地区予選と中央大会）（秋の大会）

（注） 上記基準の変更及び種目の特殊性から開催せざるを得ない競技会の場合には理事会の承認を得る。
- (2) 競技会の期間
最小限にとどめる。
- (3) 競技会の会場
当該種目専門部で決定。
- (4) 競技会の運営
当該種目専門部で行う。

4. 競技会の計画

- (1) 競技会の開催を希望する専門部は地区中学校体育連盟と緊密な連絡調整をはかり、本連盟事務局あてに計画書を提出すること。
- (2) 休業土曜日の大会開催について
生徒と指導者のゆとり（負担軽減）の観点から、休業土曜日に大会を開催してもよい。
ただし、その場合は、日曜日を休みにするよう努力する。
- (3) 計画書は競技会開催年度1年前11月1日から30日までに提出するものとする。
- (4) 計画書の様式及び添付書類は別に定める。

5. 競技会開催の決定

本連盟は前記の計画に基づいて、本連盟専門委員会で協議し、本連盟理事会で決定する。

6. 競技会参加資格

- (1) 本連盟に加盟している学校
- (2) 参加の特例を認める。
 - ① 学校教育法134条の各種学校（1条校以外）に在籍している生徒であること。
 - ② 参加を希望する各種学校は以下の条件を具備すること。
 - ア、大阪中学校体育連盟主催大会に参加を認める条件
 - ・ 大阪中学校体育連盟の目的及び長年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
 - ・ 生徒の年齢及び修業年限が我国の中学校と一致している単独の学校で構成されていること。
 - ・ 参加を希望する学校にあっては、運動部活動が学校教育の一環として、日常継続的に当該校顧問教員の指導のもとに適切に行われていること。
 - イ、大阪中学校体育連盟主催大会に参加した場合に守るべき条件

- ・ 大会の開催基準を守り、出場する競技種目の大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
- ・ 大会参加に際しては、責任ある当該校校長・教員が引率すること。また万一の事故発生に備え、傷害保険等に加入するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。
- ・ 大会開催に要する経費については、必要に応じて応分の負担をすること。

(3) 複数校の合同チームによる大会参加について

部員数減少の救済目的により合同チームの編成希望があった場合認めていく。この場合、学校長の判断により、近隣の中学校と合同でチームを編成し、大会に参加することができる。

① 参加規定

- ア、合同チームは、原則として各市町村内の複数校で編成する1つのチームである。
- イ、学校単独では出場最低人数に足りず、チーム編成ができない場合に認める。
ただし、勝利至上主義の趣旨でなく、合同が適正であると認められた場合に限る。
- ウ、合同チームとして、それぞれの学校教育活動に基づいて活動しており、学校長が承認し、監督と各学校の引率教員をつけ、日常的な活動を行っている部に限る。
- エ、チーム名は連名で表示する。
- オ、参加申込手続きは、各専門部による。
- カ、合同チームの引率・監督は、出場校の校長・教員・部活動指導員※1とする。
ただし、やむを得ない場合は、代表引率・監督を認める。
なお、部活動指導員は、代表引率・監督にはなれない。

※1 ここでいう「部活動指導員」は、学校教育法施行規則第78条の2に示されている者をいう。以下同じ
キ、合同チームの出場を認めた時は、専門委員長は大阪中体連事務局まで報告する。

② 近畿・全国大会につながる大会について

近畿・全国大会につながる大会に出場する場合は、次の条件を満たすこと。

- ア、種目は、次の7種目とする。
サッカー（11）、ラグビーフットボール（12）、軟式野球（9）、バレーボール（6）
バスケットボール（5）、ハンドボール（7）、ソフトボール（9）
※（ ）内の人数を下回った場合のみ合同チームを編成できる。
- イ、原則として、各市町村内における2校で編成するチームであること。
- ウ、両校とも出場最低人数に足りず、チームが編成できない場合にのみ認める。

(4) 外部指導者等の大会参加について

原則として外部指導者等は大会に参加できる。

ただし、専門部の規約や基本方針などの独自性を尊重する。

この場合の外部指導者とは学校長が認め、大会本部に届けのあった者に限る。

なお、当該校以外の中学校教職員は、外部指導者等にはなれない。また、同一人が複数校の外部指導者等にはなれない。（水泳飛込、体操競技、新体操、スキーは除く）

① 参加規定

- ア、当該校長が人格・指導面において適任者と認めた者（原則として成人）であり、顧問教師の指導計画に従い、日頃から継続して指導にあたっている者。
- イ、各専門部の「外部指導者規定」に準じて、指導任務を行うことができる。

② 審判について

- ア、原則として顧問以外の外部指導者の審判を認める。
ただし、専門部の規定に従い大会本部が認めた者に限る。

(5) 大会における引率者・監督について

① 原則として校長・教員・部活動指導員とする。

なお、部活動指導員は、他校の引率者及び依頼監督にはなれない。

② 引率者の特例

本連盟が主催する大会の個人種目の参加について、校長・教員・部活動指導員が引率できず、校長がやむを得ないと判断した場合に限り、「引率者に関する特例（別記）」により校長が承認した引率者としての外部指導者の引率を認める。

- ③ 本連盟が主催する大会に出場するチーム・選手の引率者、監督、部活動指導員、外部コーチ、トレーナー等は、「運動部活動顧問等の部活動指導中における暴力・体罰・セクハラ等に対する日本中学校体育連盟の対応（平成 29 年 11 月 29 日付平 29 日中体第 356 号）」に準じ、部活動の指導中における暴力・体罰・セクハラ等により任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていない者であることとする。校長はこの点を確認して、大会申込書を作成する。なお、外部の指導者は、校長から暴力等に対する指導措置を受けていないこととする。

(6) 個人情報の取扱いについて

本連盟 個人情報保護方針に従い取得する個人情報については、適正に取り扱う。大会参加者は、各大会運営上必要なプログラム・掲示板・ホームページ・報道発表・記録集等への名前・所属校・学年、及び競技ごとの必要事項等の掲載について同意するものとする。

7. 競技会役員

(1) 地区競技会

地区中学校体育連盟で定める。

(2) 中央競技会

会 長	本連盟会長
副 会 長	当該専門部長、共催団体会長
顧 問 参 与	事務局と協議
その他役員	当該専門部で決定

(3) 総合体育大会については別に定める。

8. 各種目の実施要項

(1) 各専門部で実施要項案を作成し、実施 2 ヶ月前に事務局へ提出するものとする。

競技種目の実施要項に記載する内容は次のとおりとする。

(イ) 大会の名称	(ロ) 実施期間	(ハ) 会場	(ニ) 競技規定と方法
(ホ) 参加資格	(ヘ) 参加制限	(ト) 申込方法	(チ) 申込様式 (リ) その他

(2) 各種目の実施要項の発送については事務局発送番号を受けること。

なお、事務局へ要項を 1 部提出すること。

(3) 要項の発送方法については専門部と地区中学校体育連盟と協議すること。

9. 表 彰

(1) 地区競技会

地区中学校体育連盟で定める。

(2) 中央競技会

上位入賞者に賞状を授与する。

10. プログラム

(1) 種目別大会については専門部で定める。

(2) 総合体育大会については別に定める。

改 正	平成 14 年	3 月 20 日
改 正	平成 15 年	3 月 20 日
改 正	平成 18 年	3 月 22 日
改 正	平成 26 年 1 月	7 日 (6 - (4) 追記)
改 正	平成 30 年	3 月 15 日 (6 - (3) ①-カ、(5) -①、③)

本連盟の主催する大会は、中学校教育の一環として位置づけ、府内中学校生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、技術の向上とスポーツマンシップの高揚をはかり、心身ともに健全な中学生を育成することを目的としている。このことから、生徒の大会参加に伴う引率については、当該校教員であることを基本とするが、学校事情により校長・教員・部活動指導員が引率できず、校長がやむを得ないと判断した場合に限り、下記の規定に基づき当該校教員以外の引率による大会参加を認めるもので、安易に引率者としての外部指導者の引率を認めるものではない。

- 1 引率者としての外部指導者の規定
 - ① 当該校長が認めた成人であり、日頃から指導に当たっている者のことをいう。なお、事前に校長との間で外部指導者としての契約がなされていること。
 - ② 専門部からの要請があるときは、大会競技役員として大会運営に協力すること。また、専門部によっては、そのための資格を求める場合もある。
 - ③ 引率者としての外部指導者は、各大会の申込用紙の引率外部指導者欄に必要事項を記入すること。
 - ④ 引率者としての外部指導者に規定違反、不適切な言動等があったときは、不適格者として会長または競技専門部長から当該校の校長に連絡し、資格を取り消す。
 - ⑤ この規定以外のことは、大会要項及び各競技専門部の定める規定の通りとする。

- 2 引率者としての外部指導者の引率を認める個人種目は、次の11種目とする。
但し、団体戦は該当しない。
 - ① 陸上競技 ② 水泳競技 ③ 柔道 ④ 剣道 ⑤ 卓球 ⑥ ソフトテニス
 - ⑦ テニス ⑧ 体操競技・新体操 ⑨相撲 ⑩ バドミントン ⑪ スキー※ 陸上競技・水泳競技のリレーは、個人種目として取り扱わない。

- 3 引率者としての外部指導者は、監督の資格を認めない。
 - ① その際の監督は、他校の教員とする。この時、当該校の校長は、監督を引き受けた教員の所属長（校長）と本人に文書で依頼し、競技専門部の承認を得ること。
 - ② 手続きは、様式1～7をもって行う。
 - ③ 引率外部指導者による競技上の抗議は、一切受け付けない。ただし、質問事項については、校長が依頼した監督を通して行うことができる。

- 4 生徒の大会出場に関わる全責任は校長が負う。

- 5 引率上の留意点及び大会会場における留意点
 - ① 引率上の留意点等
 - (a) 引率時は、公の交通機関を利用する。
 - (b) 引率外部指導者は、引率上の指導事項等について事前に当該校の校長と十分に協議し、引率に必要な事項を引率生徒に指導すること。
 - (c) 引率外部指導者は任意の傷害保険等に加入する。加入手続きは、外部指導者が行い、費用は原則として自己負担とする。
 - (d) 生徒の服装、持ち物等については、各学校のきまりに従う。
 - (e) 大会の結果と帰校報告を、帰宅後、直ちに行う。
 - ② 大会会場における留意点等
 - (a) 各競技専門部が定める大会要項を遵守し、責任ある行動をとること。特に引率者として相応しくないと大会本部が判断した場合は、退場を命じる。

- 6 本規定は、平成15年4月1日より実施する。